

和福障第 464号
令和2年4月28日
(2020年)

指定計画相談支援事業所管理者 様
指定障害児相談支援事業所管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の
実施等に関する取扱いについて（追加）

平素、本市の障害福祉行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年4月16日付「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者（児）への相談支援実施等に関する取扱いについて」（和福障第190号）により、居宅等で面接を行うことが実施できない場合は電話等の代替手段により実施することを可能としていますが、その際の取り扱いを追加しましたのでお示し致します。

つきましては、当面の間、次の通り運用しますので、各相談支援事業所におかれましてはご対応をお願いいたします。

記

1 サービス等利用計画案について

サービス利用計画案については、利用者の署名を求めているところですが、感染拡大防止の観点から、利用者の居宅等に訪問できない可能性や緊急的な支給決定が必要となることも予測されます。その結果、サービス更新期限までに利用者の署名による同意を得ることが困難なケースが生じる可能性があります。このような場合には、利用者に必ず同意を得た上でサービス等利用計画案（様式1-1）の利用者同意署名欄に「(同意日) 本人同意」と記載した計画案を市役所又は保健所に提出しても差し支えないこととします。相談支援事業所における個人の記録にも本人に同意を得た旨記載しておいてください。

後日、利用者の署名が記されたサービス等利用計画案を障害者支援課又は保健対策課の調査担当職員へ再度提出してください。

2 サービス担当者会議について

サービス等利用計画を作成する際のサービス担当者会議について、例外的に各サービス担当者への電話や文書等の照会により行っても差し支えないこととします。この場合、各サービス担当者との連絡方法や連絡内容を記録してください。

3 サービス等利用計画について

サービス等利用計画（様式2-1）については、利用者の署名による同意を得た上で障害者支援課へ提出してください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、状況に応じて郵送など直接対面せずに書類の受け渡しができるような方法を検討してください。請求については、必ず署名による利用者の同意を得た後に行うようにしてください。

4 モニタリングについて

モニタリングについては、計画で定めたモニタリング時期に居宅等を訪問し、利用者等に面接及びサービス提供事業所等へ聞き取り等を行うところですが、居宅以外で行うことや、電話等により行うことは差し支えないこととします。

サービス更新や変更の際に提出するモニタリングについては、1のサービス等利用計画案と同様、モニタリング報告書（様式3-1）の利用者同意署名欄に「(同意日) 本人同意」と記載した計画案を市役所又は保健所に提出しても差し支えないこととします。相談支援事業所における個人の記録にも本人に同意を得た旨記載しておいてください。後日、利用者の署名が記されたモニタリング報告書を障害者支援課又は保健対策課の調査担当職員へ再度提出してください。

支給決定期間内における定期的なモニタリングについては、利用者の署名による同意を得た上で障害者支援課へ提出してください。請求については、必ず署名による利用者の同意を得た後で行うようにしてください。

関連通知

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者（児）への相談支援実施等に関する取扱いについて」（令和2年4月16日付和福障第190号）

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」（令和2年2月25日付厚生労働省事務連絡）

（問い合わせ先）

障害者支援課

障害者総合支援グループ

TEL 073-435-1060

FAX 073-431-2840